

弔慰基準

区 分		本 人	配 偶 者 実養父母 同居の子	備 考
市 議 会 議 員	現 職 議 員	花環等 弔辞	弔電	
	退 職 議 員	花環等 弔電	弔電	議員歴10年以上の議員本人には、花環等・弔辞とする。 議員本人が故人の場合は、配偶者についてのみ弔電対応とする。
執 行 機 関	現 職 委 員 (委 員 長 を 含 む)	花環等 弔電	弔電	
	退 職 委 員 (委 員 長 を 含 む)	弔電	—	
市表彰受賞者 (旧津久井町・旧相模湖町・旧 城山町・旧藤野町表彰条例に 基づき表彰を受けた者を含む)		花環等 弔電	弔電	市政功労表彰は本人についてのみ弔電対応とする。
附属機関の委員		弔電	弔電	
非常勤特別職 (公民館長・消防団長・ 分団長)		花環等 弔電	弔電	
関係団体・機関の長 (商工会議所・商工会・社会福 祉協議会・老人クラブ連合会・ 三師会・郡医師会、歯科医師 会、薬事組合・市、郡農業協 同組合・地区自治会連合会)		花環等 弔電	弔電	
上記以外の非常勤特別職・関 係団体・機関の長 上記関係団体・機関の役員		弔電	—	
職 員	議会事務局職員	弔辞	弔電	
	職員 行政職給料表(1)6級以上 消防職給料表6級以上	弔電	弔電	
	校長・教頭	弔電	弔電	

※上記基準にないものは、その都度議長が定める。